

質問票に対する回答

⑦ 特別区と大阪府の事務の分担

3. 市民負担(手数料等)について

	質問要旨	回答要旨
1	・特別区移行に伴い、国民健康保険料を安くできないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業は各特別区が行う事務としていますが、その保険料算定の考え方が特別区設置に伴い変わるものではありません。なお、国民健康保険事業は、現在、都道府県が財政運営の責任主体となっており、大阪府の制度設計により令和6年度から市町村間の保険料率を統一することとなっていますので、特別区ごとに保険料率の差が生じない仕組みになっています。 ・また、その他の料金等も特別区が設置されることに現大阪市における料金からより変わることはありません。
2	・観光収入が減り財政赤字になることで、特別区設置に伴う、水道料金の値上げはないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業については、大阪府で担うこととしていますが、特別区の設置に伴ってサービス内容や料金等が変わることはありません。 ・特別区設置後の水道料金は、水需要やその供給状況などを勘案しながら、大阪府知事及び府議会において判断されることとなりますが、インバウンドの減少に伴う税収の減が水道料金に影響するものではありません。
3	・特別区設置に伴う、水道料金の値上げやサービスの低下はないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業については、大阪府で担うこととしていますが、特別区の設置に伴ってサービス内容や料金等が変わることはありません。 ・特別区設置協定書には、事務の承継の方針として、大阪府及び大阪市が蓄積してきたノウハウや、高度できめ細かな住民サービスを低下させないよう、大阪府及び大阪市は特別区に適切に事務を引き継ぐこととしています。 ・また、特別区設置の際は、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、その内容や水準を維持することとしています。 ・特別区設置以後は、特別区長や区議会がサービス内容や水準の維持に努めつつ、住民ニーズを踏まえながらきめ細かく実施していくこととなります。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区設置に伴って、水道事業の統合や水道料金の値下げを行わないのか。 ・加えて、障がい者の基本料金を無料にしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府域一水道への検討は、特別区制度移行と関係なく行って行くものですが、特別区制度に移行し、大阪市の水道事業が府に移管されても、ただちに企業団へ統合されるものではなく、特別区設置に伴い水道のサービス内容や料金等が変わるものではありません。 ・特別区設置後の水道料金は、水需要やその供給状況などを勘案しながら、水道料金の減免措置なども含めて、大阪府知事及び府議会において適切に判断されることとなります。
5	・特別区の設置に伴い、水道料金が値下げされることはないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業については、大阪府で担うこととしていますが、特別区の設置に伴ってサービス内容や料金等が変わることはありません。 ・特別区設置後の水道料金は、水需要やその供給状況などを勘案しながら、大阪府知事及び府議会において適切に判断されることとなります。

	質問要旨	回答要旨
6	・水道事業が大阪府に移管されると料金が上がる可能性が充分にあるのではないか。	・水道事業については、大阪府で担うこととしていますが、そのことによってサービス内容や料金等が変わるものではありません。なお、水道事業は、現在の大阪市の体制をそのまま大阪府に移管し運営することとなるので、現在と同様に安心・安全な水をご利用いただけます。 ・水道料金は、現在の大阪市(市長及び市会)と同様に、水需要やその供給状況などを勘案しながら、大阪府知事及び府議会において適切に判断されることとなります。
7	・敬老パスは、大阪府民全体に広げられると思われるが、維持は可能なのだろうか。	・特別区設置の際には、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスの内容や水準を維持するものとしており、敬老パスは特別区民(現 大阪市民)対象に引き続き実施することとなりますが、大阪府民全体に広げるものではありません。
8	公営住宅の家賃が高くなることはないのか。	・特別区設置に伴って、公営住宅の家賃が上がることはありません。
9	・水道について、事務を大阪府に移管すると府内の他の市町村と同様に大阪広域水道企業団から水道水の供給等を受け、水道料金が高くなるのではないか。 ・ごみの収集も他の有料化している市町村のように有料になるのではないか。	・大阪市を除く府内市町村で構成する大阪広域水道企業団では、大阪市を除く区域で水道水の供給等を行っていますが、特別区設置の際は、大阪市の水道事業の体制をそのまま大阪府に移管することとなるので、サービス内容や料金等が変わるものではありません。 ・ごみ収集は特別区が行うこととしていますが、住民サービスを低下させないよう、特別区に適正に事務を引き継ぐことから、特別区の設置に伴い、ごみ収集が有料化されるということはありません。
10	・特別区の設置に伴い、区のプールの利用料が上がると聞いたが、どうなるのか。	・特別区の設置に伴い、プールの利用料などが上がるものではありません。
11	・水道料金が上がるのか、確認したい。	・水道事業については、大阪府で担うこととしていますが、そのことによってサービス内容や料金等が変わるものではありません。現在の大阪市の体制をそのまま大阪府に移管し運営することとなるので、現在と同様に安心・安全な水をご利用いただけます。 ・水道料金は、現在の大阪市(市長及び市会)と同様に、水需要やその供給状況などを勘案しながら、大阪府知事及び府議会において適切に判断されることとなります。
12	・大阪市営住宅の家賃が高くなったり、減免制度が無くなったりしないのか。	・公営住宅事業については、特別区が担うこととなりますが、特別区の設置に伴って、家賃が高くなったり、減免制度が廃止されることはありません。
13	・2023年くらいにバス、地下鉄が値上げされると聞いたが、大丈夫か。	・地下鉄、バスについては、特別区制度とは別に、それぞれ民営化され、運営されているものであり、特別区の設置に伴って運賃の値上げ等がなされるものではありません。 特別区になると廃止されるという趣旨であれば、それは誤りです。

	質問要旨	回答要旨
14	<p>・水道料金を決めるのは府議会となるのに、料金があがらないことを約束できるのか。</p>	<p>・水道料金は、現在の大阪市(市長及び市会)と同様に、水需要やその供給状況などを勘案しながら、大阪府知事及び府議会において適切に判断されることとなります。</p>
15	<p>・水道事業は、大阪府に移管された後、他の自治体の意見を入れて水道料金を上げることがあるのか。</p>	<p>・水道事業については、大阪府で担うこととしていますが、そのことによってサービス内容や料金等が変わるものではありません。 現在の大阪市の体制をそのまま大阪府に移管し運営することとなるので、老朽管の更新や補修などを行いながら大阪市と同様に事業を大阪府が行い安心・安全な水を提供していきます。 ・水道料金は、現在の大阪市(市長及び市会)と同様に、水需要やその供給状況などを勘案しながら、大阪府知事及び府議会において適切に判断されることとなります。よって、他の自治体の意見が反映されるものではありません。 なお、水道事業は特別会計で運営するため、一般会計と区分して運営されます。</p>
16	<p>・府に移管された施設の維持経費は府が持つのか。(通天閣など)また、入場料等の施設使用料は府の収入か。</p>	<p>大阪城天守閣や中央公会堂などの府が運営することとなる施設の経費は、その利用料などの収入をもとに府が負担することとなります。なお、通天閣は、民間法人により運営されている施設です。</p>
17	<p>・水道料金については、大阪市が一番安く、特別区設置後は高くなると説明されているが、水道料金は大阪府が決めるのか。その収入は大阪府に入り同額が「広域的な事務」の財源となるのか。</p>	<p>水道事業については、大阪府で担うこととしていますが、そのことによってサービス内容や料金等が変わるものではありません。水道料金は、現在の大阪市(市長及び市会)と同様に、水需要やその供給状況などを勘案しながら、大阪府知事及び府議会において適切に判断されることとなります。 なお、水道事業は特別会計で運営するため、一般会計と区分して運営されます。水道事業の収入が広域的な事務の一般会計に入ることはありません。</p>